

# 根室市役所庁舎建替検討委員会設置要綱

令和元年9月20日根室市訓令第7号

## (趣旨)

第1条 根室市（以下「市」という。）の新庁舎建替に関し必要な事項について調査検討を行うため、根室市役所庁舎建替検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) 基本設計

## (組織及び構成員等)

第3条 委員会の委員は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の団体から推薦を受けた者
- (3) 市民（公募による）
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、前条の規定による所掌事項が終了するまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前の会議は、市長が招集し、委員長が互選されるまでの間、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会から付託された事項について調査検討をするものとする。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき特別委員は、委員長の求めに応じ、市長が委嘱する。

(報酬等)

第7条 委員の報酬は無報酬とする。

- 2 委員の費用弁償は、根室市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年根室市条例第42号）の規定に基づき支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会に諮って別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。